

厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

<p>一 (略)</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号)第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価(以下「一単位の単価」という。)は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)を提供する事業を行う事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じた同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>																																
		<table border="1"> <tr> <th data-bbox="555 259 600 432">地域区分</th> <th colspan="2" data-bbox="555 432 600 907">支援の種類</th> <th data-bbox="555 907 600 1104">割合</th> </tr> <tr> <td data-bbox="517 259 555 432">一級地</td> <td data-bbox="352 432 517 685">(略)</td> <td data-bbox="352 685 517 907">(略)</td> <td data-bbox="517 907 555 1104">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="229 432 352 685">(略)</td> <td data-bbox="229 685 352 907">(略)</td> <td data-bbox="229 907 274 1104">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="185 432 229 1104">居宅訪問型児童発達支援</td> <td data-bbox="185 907 229 1104">(略)</td> </tr> </table>	地域区分	支援の種類		割合	一級地	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		居宅訪問型児童発達支援		(略)	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="555 1173 600 1346">地域区分</th> <th colspan="2" data-bbox="555 1346 600 1821">支援の種類</th> <th data-bbox="555 1821 600 2018">割合</th> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1173 555 1346">一級地</td> <td data-bbox="352 1346 517 1599">放課後等デイサービス</td> <td data-bbox="352 1599 517 1821">主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合</td> <td data-bbox="517 1821 555 2018">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="229 1346 352 1599">(新設)</td> <td data-bbox="229 1599 352 1821">主として重症心身障害児を通わせる場合</td> <td data-bbox="229 1821 274 2018">千分の千百五十二</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="185 1346 229 2018">(新設)</td> <td data-bbox="185 1821 229 2018">千分の千百二</td> </tr> </table>	地域区分	支援の種類		割合	一級地	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	(略)		(新設)	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百五十二		(新設)
地域区分	支援の種類		割合																														
一級地	(略)	(略)	(略)																														
	(略)	(略)	(略)																														
	居宅訪問型児童発達支援		(略)																														
地域区分	支援の種類		割合																														
一級地	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	(略)																														
	(新設)	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百五十二																														
	(新設)		千分の千百二																														

四級地		三級地		二級地		保育所等訪問支援	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四級地		三級地		二級地		保育所等訪問支援	
放課後等デイサー ビス	(略)	放課後等デイサー ビス	(略)	放課後等デイサー ビス	(略)	(略)	十四
主として重症心 身障害児以外の 障害児を通わせ る場合	(略)	主として重症心 身障害児以外の 障害児を通わせ る場合	(略)	主として重症心 身障害児以外の 障害児を通わせ る場合	(略)	(略)	(略)
千分の千九十	(略)	千分の千九十	(略)	千分の千九十	(略)	(略)	(略)
二	(略)	三	(略)	六	(略)	(略)	(略)
千分の千七十	(略)	千分の千九十	(略)	千分の千九十	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	四	(略)	十二	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	千分の千百十	(略)	千分の千百二	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	九	(略)	九	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	千分の千九十	(略)	千分の千九十	(略)	(略)	(略)

七級地		六級地				五級地					
(略)	(略)	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		(略)	(略)	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

七級地		六級地				五級地					
放課後等デイサー ビス	(略)	(新設) 保育所等訪問支援	放課後等デイサー ビス		(略)	(新設) 保育所等訪問支援	放課後等デイサー ビス		(略)	(新設) 保育所等訪問支援	身障害児を通わ せる場合
主として重症心 身障害児以外の	(略)	七	主として重症心 身障害児以外の 障害児を 通わせる場合	六	(略)	二	主として重症心 身障害児以外の 障害児を 通わせる場合	六	(略)	四	一
千分の千十八	(略)	千分の千三十	千分の千四十	千分の千三十	(略)	千分の千六十	千分の千七十	千分の千六十	(略)	千分の千七十	

その他	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	(略)	(略)	(略)

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第七項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二 (略)

地域区分	都道府県	地	域
一級地	(略)	(略)	(略)
二級地	(削る)	(削る)	(削る)

その他	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス (新設) 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	(略)	(新設)	保育所等訪問支援	障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地	域
一級地	(略)	(略)	(略)
二級地	埼玉県	取手市、つくば市	和光市

四級地		三級地	
(略)	(略)	東京都	(略)
(削る)	(削る)	武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市	
大阪府	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	神奈川県	横浜市、川崎市
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
東京都	立川市、昭島市、東村山市、東大和市	大阪府	大阪市
(略)	(略)	(削る)	(削る)
茨城県	取手市、牛久市、つくば市	埼玉県	さいたま市、和光市
埼玉県	東松山市、朝霞市、志木市	(略)	(略)
(略)	(略)	東京都	八王子市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市
愛知県	名古屋	(略)	(略)
大阪府	守口市、大東市、門真市		
(略)	(略)		

四級地		三級地	
(略)	(略)	東京都	(略)
(削る)	(削る)	武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市	
大阪府	豊中市、吹田市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市、高石市	神奈川県	横浜市、川崎市、厚木市
京都府	京田辺市	愛知県	刈谷市、豊田市
三重県	鈴鹿市	大阪府	大阪市、守口市
神奈川県	相模原市、藤沢市、海老名市、座間市、綾瀬市	茨城県	守谷市
東京都	立川市、昭島市、東大和市	埼玉県	さいたま市、志木市
(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県	東松山市、朝霞市	東京都	八王子市、青梅市、府中市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市
茨城県	牛久市	(略)	(略)
(略)	(略)	愛知県	名古屋
大阪府	池田市、高槻市、大東市、門真市	大阪府	守口市、豊明市
(略)	(略)		

六級地						五級地										
埼玉県 (略)	栃木県 (略)	茨城県 (略)	福岡県 (略)	(削る) (略)	(削る) (略)	(削る) (略)	(削る) (略)	愛知県 (削る)	滋賀県 (略)	大阪府 (略)	神奈川県 (略)	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	
須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻	川越市、川口市、行田市、所沢市、加	古河市、ひたちなか市、利根町	福岡市	(削る) (略)	(削る) (略)	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、羽曳野市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市	刈谷市、豊田市、西尾市、豊明市	大津市、草津市	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、羽曳野市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町	あきる野市	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、四街道市	新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、守谷市

六級地						五級地										
埼玉県 (略)	栃木県 (略)	茨城県 (略)	福岡県 (略)	奈良県 (略)	(略)	大阪府 (略)	滋賀県 (略)	三重県	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	宮城県 奈良県	
能市、加須市、春日部市、狭山市、羽	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯	古河市、ひたちなか市、神栖市	福岡市、春日市、福津市	奈良市、大和郡山市	(略)	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、東大阪市、柏原市、交野市	大津市、草津市、栗東市	四日市市	西尾市、知多市、みよし市	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、寒川町	三鷹市、小金井市、あきる野市	三鷹市、小金井市、あきる野市	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富津市、四街道市	新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市	多賀城市 天理市

千葉県	野田市、茂原市、柏市、流山市、白井市、酒々井町、栄町
東京都	武蔵村山市、奥多摩町
神奈川県	三浦市、秦野市、葉山町、大磯町、二宮町、清川村
(削る)	(削る)
(略)	(略)
静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市
愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、知多市、知立市、愛西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、大治町、蟹江町
三重県	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市
滋賀県	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市
京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町
大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、

千葉県	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、白井市、酒々井町、栄町
(新設)	(新設)
神奈川県	小田原市、三浦市、二宮町、中井町、大井町、箱根町
山梨県	甲府市
(略)	(略)
静岡県	静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市
愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、大府市、田原市、弥富市、豊山町
三重県	津市、桑名市、亀山市
滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市
京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、木津川市
大阪府	岸和田市、貝塚市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町



		七級地	
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、犬山市、常	兵庫県	太子町、河南町、千早赤阪村
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、小山町、川根本町、森町	奈良県	明石市、猪名川町
(略)	(略)	奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市
山梨県	甲府市	(略)	(略)
(略)	(略)	(削る)	(削る)
神奈川県	箱根町	福岡県	春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、粕屋町
東京都	羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村	(略)	(略)
千葉県	八街市、長柄町、長南町	茨城県	結城市、笠間市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町
埼玉県	木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、長柄町、長南町	栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、さくら市、壬生町
群馬県	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市	群馬県	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市
埼玉県	熊谷市、飯能市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、吉見町、鳩山町、寄居町	埼玉県	熊谷市、飯能市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、吉見町、鳩山町、寄居町
千葉県	木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、長柄町、長南町	千葉県	木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、長柄町、長南町
東京都	羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村	東京都	羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村
神奈川県	箱根町	神奈川県	箱根町
(略)	(略)	(略)	(略)
山梨県	甲府市	山梨県	甲府市
(略)	(略)	(略)	(略)
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、小山町、川根本町、森町	静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、小山町、川根本町、森町
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、犬山市、常	愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、犬山市、常

		七級地	
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小	兵庫県	明石市、赤穂市
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	奈良県	大和高田市、橿原市、香芝市、王寺町
(略)	(略)	(略)	(略)
山梨県	南アルプス市	香川県	高松市
(略)	(略)	福岡県	太宰府市、糸島市、新宮町、粕屋町
(新設)	(新設)	(略)	(略)
東京都	武蔵村山市	茨城県	笠間市、鹿嶋市、筑西市
千葉県	木更津市、君津市、八街市	栃木県	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市
埼玉県	熊谷市	群馬県	前橋市、太田市、渋川市
群馬県	前橋市、太田市、渋川市	埼玉県	熊谷市
埼玉県	熊谷市	千葉県	木更津市、君津市、八街市
千葉県	木更津市、君津市、八街市	東京都	武蔵村山市
東京都	武蔵村山市	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
山梨県	南アルプス市	山梨県	南アルプス市
(略)	(略)	(略)	(略)
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小	愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小

三 前号の表の下欄に掲げる地域は、平成三十年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	その他		
	府県	全ての都道	一級地から七級地まで以外の地域
	(略)	(略)	(略)
	福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市	
	香川県	高松市	
	徳島県	徳島市	
	(略)	(略)	
			村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
			、三宅町、田原本町、曾爾村、明日香町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町
			芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町
奈良県		天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町	
兵庫県		姫路市、加古川市、赤穂市、三木市	
大阪府		豊能町	
京都府		城陽市、大山崎町、久御山町	
滋賀県		長浜市、野洲市、湖南市、東近江市	
三重県		名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	
		町、東栄町、豊根村	
		市、長久手市、東郷町、豊山町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	
		旭市、高浜市、日進市、田原市、清須市、長久手市、東郷町、豊山町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	
		滑市、江南市、小牧市、東海市、尾張	

三 前号の表の下欄に掲げる地域は、平成二十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	その他		
	府県	全ての都道	一級地から七級地まで以外の地域
	(略)	(略)	(略)
	福岡県	北九州市、筑紫野市、宇美町	
	香川県	坂出市	
	徳島県	徳島市、鳴門市、阿南市	
	(略)	(略)	
			市、飛鳥村
			牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、飛鳥村
	奈良県		桜井市、宇陀市、斑鳩町
兵庫県		姫路市、加古川市、三木市	
大阪府		四條畷市	
(新設)		(新設)	
滋賀県		長浜市、東近江市	
三重県		名張市、伊賀市	